

# 入 札 説 明 書

大船渡市林野火災応急仮設住宅維持修繕業務

県土整備部建築住宅課

# 入札説明書

この入札説明書は、本県が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量 大船渡市林野火災応急仮設住宅維持修繕業務 一式
- (2) 業務の仕様その他明細 別添「大船渡市林野火災応急仮設住宅維持修繕業務委託業務基準仕様書」による。
- (3) 履行期間 契約の日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 大船渡市林野火災応急仮設住宅
  - ・蛸ノ浦仮設団地（大船渡市赤崎町字鳥沢 10-2）
  - ・綾里仮設団地（大船渡市三陸町綾里字黒土田 99-1）

## 2 入札参加者資格

次に掲げる条件をすべて満たし、この業務委託に係る競争入札参加資格の確認を受けた者のみが、この業務委託の入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 岩手県内に本社、支店又は主たる営業所を有し、「維持修繕及び保守点検業務概要」に記載する業務の実施が可能な者であり、特定の建設会社及び建材メーカー又は宅地建物取引業者等と利害関係を有しない者であること。
- (3) 岩手県内における類似の業務経験を有し、かつ、本業務の的確な遂行に必要な組織、体制、人員を有していること。
- (4) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、機材等について十分な管理能力を有していること。
- (5) 岩手県県税条例（令和3年岩手県条例第58号）第4条に掲げる税目及び消費税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立をしている者若しくは更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立をしている者若しくは再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に実質的に関与していると認められる者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (8) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事等に係る指名停止等措置基準（以下「措置基準」という。）に基づく指名停止の措置及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止の措置を受けていないこと
- (9) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1

月を経過していること。また、入札書提出日から落札決定の日までの間に措置基準に基づく文書警告及び庁舎等管理業務の委託 契約に係る文書警告を受けていないこと。

### 3 入札参加者に求められる事項

(1) 入札参加者は、次の書類を令和7年4月28日(月)までの閉庁日を除く午前9時から午後5時までの間に16(2)の場所に提出しなければならない。

また、入札参加者は、提出した書類について県土整備部建築住宅課総括課長から説明を求められた場合には、説明をしなければならない。

なお、当該書類の補足又は補正は、令和7年4月30日(水)午後12時まで認める。

ア 入札参加者資格を証明する書類

(ア) 入札参加資格審査申請書(別紙「様式1」)

なお、支店、又は主たる営業所の代表者が本申請書を提出する場合にあっては、入札参加申請に係る本社からの委任状を添付すること。

(イ) 納税証明書(申請書を提出する日の属する年の直前1年間に岩手県に納付した岩手県県税条例(昭和29年岩手県条例第22号)第3条に掲げる税目の納税証明書(広域振興局が発行する「様式第111号イ」をいう。)及び消費税の納税証明書(税務署が発行する「その3の2」又は「その3の3」をいう。)の写し

(ウ) 住宅の維持管理建築物の清掃業務に関する履行実績証明書(別紙「様式2」)

なお、本件調達に係る業務の履行実績を有する者にあっては、当該証明書の証明者の記名押印を省略することができる。

(オ) 資本関係・人的関係に関する届出書(別紙「様式3」)

イ 業務が履行できることを証明する書類

(ア) 業務が履行できることの誓約書(別紙「様式4」)

- ・ 住宅(付帯設備を含む。)の維持管理業務履行状況等
- ・ 従業員の労働福祉の状況等

(イ) 業務従事予定者名簿(別紙「様式5」)

業務従事予定者毎の氏名、住所、性別、経験年数及び主な経歴を記載すること。

なお、落札決定後、業務開始日までに確定した業務従事予定者名簿を提出するとともに、その後変更が生じた場合には速やかに変更した名簿を提出すること。

(ウ) 業務従事者への指導監督を行う者に係る履歴書

(エ) 業務実施体制(組織)図及び緊急時連絡体制図

(2) 入札参加者は、本説明書(仕様書及び別紙契約書案を含む。以下「説明書等」という。)を踏まえて、入札しなければならない。

### 4 資本関係等のある会社の参加制限

次のいずれかに該当する関係がある複数の者は、入札に重複して入札参加資格審査申請書を提出することができない。

なお、これらの関係にある複数の者から申請があった場合は、その全ての者の入札参加を認めないものとする。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をい

う。以下同じ。)又は子会社の一方が、会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社(以下「更生会社等」という。)である場合を除く。

ア 親会社(会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある場合

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(3) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合とその組合の組合員又は会員の場合

(4) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(1)から(3)と同視し得る関係があると認められる場合

(5) 入札参加希望者が(1)から(4)の制限に対応することを目的に連絡を取ることは、公正な入札の確保に抵触するものではない。

## 5 入札の方法等

(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札参加者は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。なお、金額の訂正はすることができない。

また、その提出した入札書の引き換え、変更又は取消しをすることができない。

(3) 入札手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## 6 代理入札に関する事項

代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書の提出の際に委任状を提出しなければならない。

## 7 入札書記載事項

(1) 入札年月日

(2) 頭書に「入札書」である旨記載

(3) 入札金額

(4) 入札件名

(5) あて名(「岩手県知事」とする)

(6) 入札参加者住所・氏名・印(委任された者が入札を行う場合は、委任者住所・氏名、受任者氏名・印(頭書に「上記代理人」と記載))

## 8 入札及び開札の日時及び場所等

令和7年5月7日（水）午前10時00分 岩手県庁舎 8階 建築住宅課入札  
（入札書を持参すること。郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。）

- (1) 入札場には入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。

## 9 入札保証金に関する事項

入札参加者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

## 10 入札への参加

- (1) 3(1)により提出された書類を審査した結果、仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。
- (2) 提出書類の審査結果は、令和7年4月30日（水）午後5時00分までにFAXにより通知する。

## 11 入札の無効

次のいずれかの項に該当する入札は無効とする。

- (1) 一般競争入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状の提出がなされていない代理人のした入札
- (3) 同一入札参加者又は代理人からの2つ以上の入札
- (4) 入札参加者又はその代理人が同時に他の入札参加者の代理をした入札
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 記名押印のない入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 他の入札参加者の入札参加資格を妨害する行為又は入札事務担当職員の職務執行を妨害する行為を行った者の入札

## 12 落札者の決定方法及び契約成立要件に関する事項

- (1) 本入札においては、最低制限価格を設ける。
- (2) 本件調達に係る入札公告に示した入札参加者資格を証明した書類及び入札書を提出期限までに提出した入札参加者であって、会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、最低制限価格に満たない入札を行ったものは、最低の価格の入札者であっても落札者とはならないこと。

- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (4) (3)の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札執行事務に関係のない職員がくじを引き、落札者を決定するものとする。
- (5) 落札者が契約者の指定する期日までに契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。
- (6) 落札者の決定後、この入札に付する委託に係る請負契約書を作成し、契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は満たさないことが判明した場合は、当該落札者と契約を締結しないこととする。
  - ア 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（県が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
  - イ 岩手県から措置基準に基づく指名停止の措置及び庁舎等管理業務の委託契約に係る指名停止の措置を受けていないこと。
  - ウ 岩手県から措置基準に基づく文書警告に伴う非指名の措置及び庁舎等管理業務の委託契約に係る文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。
  - エ 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

### 13 再度入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再度入札に付する。
- (2) 開札に立ち会わない競争参加者又はその代理人は、再度入札に加わることができない。
- (3)により、入札場から退去させられた者も、また同様とする。

### 14 契約に関する事項

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 5 以上の額を契約締結前に納付しなければならない。ただし、次の場合は契約保証金の全部または一部の納付を免除する。
  - ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証契約締結し当該保険証券を提出したとき。
  - イ 落札者が過去 2 年の間に国（公団含む）又は地方公共団体と、種類及び規模が同程度以上の契約を履行しており、その契約書の写しを 2 件分以上提出したとき。
- (3) 契約保証金は契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (4) 契約書は、作成することとし契約条項は別添契約書案のとおりとする。
- (5) 盛岡地区合同庁舎耐震改修工事の実施に伴い一部清掃が不要となる箇所が生じることから、年度途中で清掃業務委託契約を変更することがある。

なお、当該変更に伴い、委託料の支払いについては実績に基づいて行うものとする。

### 15 本説明書等についての疑義

- (1) 本説明書等について疑義がある場合には、公告の日から令和 7 年 5 月 1 日（木）午後 12 時までの間に書面により県土整備部建築住宅課総括課長まで申し出ることができる。

- (2) 前号の疑義に対する回答は、入札参加資格審査申請者全員に対し、令和7年5月2日（金）午後5時までに回答書をFAXにて通知する。

## 16 その他

- (1) 入札参加資格審査申請者、入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加資格審査申請者、入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
郵便番号 020-8570 岩手県盛岡市内丸 10 番 1 号 岩手県庁舎 8 階  
県土整備部建築住宅課 電話番号 019-629-5938（直通）